

## 岩倉市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱

岩倉市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱（令和2年10月1日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、インフルエンザの発症及び重症化の予防並びに子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種（以下「予防接種」という。）に係る費用（以下「接種費用」という。）の一部を助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 生後6か月から小学6年生まで、中学3年生及び高校3年生の者

(2) 保護者 親権を行う者又は後見人  
（助成対象者）

第3条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 予防接種を受ける日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき岩倉市の住民基本台帳に記載されている子どもの保護者

(2) 予防接種を受ける日において、住民基本台帳法の規定に基づき岩倉市の住民基本台帳に記載されている妊婦

(3) その他やむを得ない事情があると市長が認めた者  
（助成金の額等）

第4条 接種費用に係る助成金の額（以下「助成額」という。）は、1回当たり1,000円（接種費用の額（健康保険組合等から接種費用の補助を受ける場合は、当該補助される額を差し引いた額をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）が1,000円に満たないときは、接種費用の額）とする。

2 接種費用の助成は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を限度とする。

(1) 子どもの予防接種

ア 生後6か月から小学6年生まで 予防接種を受ける子ども1人につき年度に2回まで

イ 中学3年生及び高校3年生 予防接種を受ける子ども1人につき年度に1回まで

(2) 妊婦の予防接種 予防接種を受ける妊婦1人につき年度に1回まで

3 助成の対象となる予防接種は、当該年度の10月1日から翌年1月31日までに受ける予防接種とする。

(指定医療機関における予防接種)

第5条 助成対象者は、岩倉市と代理受領契約を締結している医療機関(以下「指定医療機関」という。)において予防接種を受けたときは、岩倉市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼代理受領委任状(様式第1。以下「申請書兼代理受領委任状」という。)を当該指定医療機関に提出し、接種費用の額から助成額を差し引いた額を、当該指定医療機関に支払うものとする。

2 助成対象者は、前項の予防接種を受けるときは、指定医療機関に対し、助成対象者であることを証する書類及び予防接種を受ける者が子ども又は妊婦であることを証する書類を提示しなければならない。

3 指定医療機関は、第1項の助成金を請求するときは、予防接種の実施月の翌月10日までに、岩倉市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成請求書(様式第2。以下「助成請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 岩倉市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種者名簿(様式第3)

(2) 当該助成に係る助成対象者の申請書兼代理受領委任状

4 市長は、前項の規定により助成請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに指定医療機関に助成金を支払うものとする。

(指定医療機関以外の医療機関における予防接種)

第6条 助成対象者は、指定医療機関以外の医療機関において予防接種を受けたときは、接種費用の全額を当該医療機関に支払った後、岩倉市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成申請書兼請求書(様式第4。以下「申請書兼請求書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 医療機関が発行した領収書
  - (2) 接種済証その他の予防接種を受けたことが確認できる書類
  - (3) 健康保険組合等から接種費用の補助を受けた場合は、その明細が分かる書類
- 2 助成対象者は、前項の申請書兼請求書を市長に提出するときは、助成対象者であることを証する書類及び予防接種を受ける者が子ども又は妊婦であることを証する書類を提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは岩倉市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成決定通知書（様式第5）により、不適当と認めるときは岩倉市子ども及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用助成却下通知書（様式第6）により、助成対象者に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により助成の決定をしたときは、速やかに助成対象者に助成金を支払うものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、助成金の支払を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の支払を受けたとき又はこの要綱の規定に違反したと認めるときは、既に交付した助成金の全部を返還させることができる。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。